

広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第二十五号

##### 広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県未来チャレンジ資金貸付規則（平成二十四年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「三十五歳」を「四十歳」に改める。

第四条第一項の表中「二年間」を「三年間」に改める。

##### 附 則

###### （施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

###### （経過措置）

2 改正前の広島県未来チャレンジ資金貸付規則により貸し付けた資金については、なお従前の例による。